

「道の駅サンライズひがし」飲食店区画業務仕様書

沖縄県東村

1 目的

本仕様書は、道の駅サンライズひがし飲食店区画（以下「本施設」という。）の使用にあたり、使用者が遵守すべき事項及び運営に関する基準を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

2 施設の概要

(1) 所在地

沖縄県国頭郡東村字平良 550-23（道の駅サンライズひがし内）

(2) 区画の面積

約 84.66 m²

(3) 貸与設備（厨房設備等）

- ・ 冷凍冷蔵庫
- ・ テーブル型冷蔵庫
- ・ シンク
- ・ 作業台
- ・ ガスコンロ
- ・ 食器洗浄機
- ・ その他現地に設置されている設備を現状のまま貸与する。

(4) 共用部分

共用部分にあたっては、村の指示に従うこと。

3 使用条件

(1) 使用時間

本施設の使用時間は、サンライズひがしの開館時間に準ずるものとする。

ただし、利用者の利便性向上のため、使用者が必要と認める場合は村長の承諾を得て営業時間を変更することができる。

(2) 営業日

本施設の営業日は、週 5 日以上とし、使用者が事業運営上必要と認める日を設定することができる。ただし、繁忙期（つつじ祭り期間、夏季等）については、村が必要とする場合に営業日数の確保を求めることがある。

(3) 光熱水費

電気・ガス・水道等の光熱水費は使用者負担とする。

(4) 禁止事項

- ア 危険物の持ち込みを行わないこと。
- イ 施設の無断改造を行わないこと。
- ウ 反社会的勢力と関係を有しないこと。
- エ その他、村長が不適正と認める行為を行わないこと。

(5) 衛生管理

- ア 食品衛生法その他関係法令を遵守すること。
- イ 食品衛生責任者を配置すること。(営業開始までに食品衛生責任者を選任し、資格を取得すること。)
- ウ 営業許可証を施設内に掲示すること。
- エ 厨房及び客席等の清掃を日常的に行い、衛生的な状態を維持すること。
- オ 冷蔵庫等の温度管理を適切に行うこと。

(6) ゴミ処理

事業活動に伴い発生するゴミは、使用者の責任において処理すること。

(7) 騒音・臭気対策

周辺環境に配慮し、適切な対策を講じること。

(8) 火気・危険物

火気の使用にあたっては、関係法令を遵守すること。

(9) キャッシュレス決済への対応

利用者の利便性向上のため、キャッシュレス決済への対応に努めること。

対応する決済手段の種類については、使用者が事業運営上必要と認める範囲で選定するものとする。

4 貸与設備・消耗品

(1) 貸与設備

施設の概要(3)に掲げる設備を現状のまま貸与すること。

(2) 消耗品の扱い

消耗品（鍋、フライパン、包丁、食器等）は使用者負担とすること。

(3) 現地確認

設備の最終確認は、契約前の現地確認により行うこと。

5 使用開始までの流れ

①契約締結

②鍵の引渡し

③契約締結後 14 日以内に、当該施設において準備作業を開始し、30 日以内に営業を開始する。

6 営業に関する事項

(1) 営業許可

- ・保健所の営業許可を取得し、許可書を掲示すること。
- ・PL 保険（生産物賠償責任保険）に加入すること。

(2) メニュー・価格表示

利用者にわかりやすい形で表示すること。

(3) 従業員の管理

従業員の衛生管理・適切な接客対応に努めること。

(4) 苦情対応

利用者からの苦情・要望には適切に対応し、必要に応じて村長へ報告すること。

(5) 情報発信

SNS 等を活用し、適切な情報発信に努めること。

(6) 受動喫煙防止

施設内は全面禁煙とする。

7 施設管理

(1) 日常清掃

使用者の責任において清掃を行い、衛生的な状態を維持すること。

(2) 修繕の区分

ア 建物本体及び設備の経年劣化による修繕は村の負担とする。

イ 使用者の過失による破損は使用者の負担とする。

(3) 設備故障時の連絡

異常が発生した場合は速やかに村へ報告すること。

(4) 無断改造の禁止

施設の改造・増設を行う場合は、事前に村長の承認を得ること。

8 退去手続き

(1) 退去する場合は3か月前までに村長へ書面により通知すること。

(2) 原状回復を行い、村の確認を受けること。

(3) 鍵及び設備等を返却し、引渡しを完了すること。

9 その他

(1) 疑義の協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めのない事項について協議の必要がある場合は、村と協議のうえ決定すること。

(2) その他

村が必要と認める事項については、別途指示する。